

「持続可能な社会」と税制 ——配偶者控除見直し問題にふれて

中村 良広

熊本学園大学経済学部教授

はじめに—少子高齢化と財政赤字

すでに世界に冠たる超高齢社会に達した日本。その高齢化の動きが止まらない。2005年（国政調査結果）に20%を超えた高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、2010年には23.1%、2055年には40.5%に達すると見込まれている（推計）。その結果、2000年には現役世代の4人で1人が高齢者を支えたのに、2025人には2人で1人、2055年には1.3人で1人を支えることになる¹。

深沢七郎『檜山節考』が想起される。「姥捨て」をしない限り何らかの形で現役世代が退職世代を支えることは避けられない。「自立自助を！」といつても、それは特別に恵まれた人々のはなしである。いまでは高齢者の扶養は社会の責任となっている。年金、高

齢者医療保険、介護保険などがその柱である。

しかし、このためには巨額の財政資金が要る。最近では老人福祉をはじめとする社会保障関係費は毎年、自動的に1兆円以上増加している。一方、経済の長期停滞と抜本的税制改革の遅延により税収は極度に不足し、巨額の公的債務が積み上がっている。2011年3月末の国の債務残高は長期内国債771兆円、これに借入金、政府短期証券も合わせると973兆円とほとんど1000兆円に近づく。この勢いで行くと、2014年度にも税収の3割が利払い費に食われ、債務償還費も含めた国債費は実に税収の6割に及ぶと見込まれている（『日本経済新聞』2011年3月9日）。

共に支え合う社会とは

「共に支え合う社会」という。多くの高齢者にとって、「自立自助」が理想であろうが、それが難しければ、まずは身近な家族、夫婦や親子関係で支え、さらにそれを近隣が補完する。しかし、それにも限度がある。家族だけに責任を負わせ、放置すれば、悲惨な「家族病理」が蔓延する。これを封じるために高齢者扶養の社会化が行われた。いま問題になっているのは、それを昔に押し戻すことではなく、いかにして維持し、さらに発展させるかなのである。

高齢社会で「共に支え合う」とは、家族や近隣といった身近な者、あるいはNPO法人のような社会組織が高齢者を支えつつ、その限界を超えたところでは

なかむら よしひろ

1949年生。九州大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学。経済学修士。専攻は財政学。九州大学助手、鹿児島大学法文学部助教授、北九州市立大学経済学部教授を経て現職。著書に、『ドイツ州間財政調整の改革—水平的財政調整の射程』（単著、地方自治総合研究所、2001年）、『ドイツ統一と東欧変革』（共著、ミネルヴァ書房、1992年）、『財政学—転換期の日本財政（第2版）』（共著、東洋経済新報社、2007年）など。

社会を代表して政府部門がこれを引き受けることである。社会の構成員はこの政府のための財源を租税・社会保障負担のかたちで提供して、「共に支え合う」ことに貢献する。昨今流行の「減税ポピュリズム」は、この現実から目をそらすエゴイズムに訴える詐術に過ぎない。

急ぐべき喫緊の課題は抜本的税制改革による增收である。所得税と消費税を「車の両輪」として増税することである。ここでは消費税の問題はひとまずおいて、所得改革における熱い争点の1つとなっている配偶者控除問題に焦点を合わせて考えてみよう。

少子化対策に向けた税財政のシステム

政権交代後の2010年度予算の最大の目玉は子ども手当であった。初年度月額1万3000円、翌年度以降2万6000円というのが民主党のマニフェストに書かれている。しかし、その後の政権のふらつきで、いまやこの制度も風前の灯である。

たしかに近年の調査結果²などが示すように、「理想の数の子ども」を持てない理由のトップに経済的負担がある。それでは経済的支援をすれば子どもが増えるのかといえば、ことはそれほど単純ではない。月額1万3000円や2万6000円は有難いが、それだけで子どもを産むことにはなりにくい。むしろ、子ども手当はすでに子どもがある世帯に対する支援という意味が強い。

根本的には、晩婚や非婚の問題がある。これは豊かな社会の傾向であり対策が難しい。しかし、不況下の就業難による晩婚、非婚、少子化への対応は政府の重要な仕事である。

また、すでに職についていても、女性にとってはまさにその職を維持するために子どもを持てないという現実がある。出産、育児休暇が必要なことはいうまでもないが、職場復帰後のポストの保障が重要である。また、保育所の整備も不可欠である。子ども手当を評価しつつも、それと共に、あるいはそれ以上に保育所の整備をという声が有職の女性たちから上がった

のは当然である。

少子高齢化の有力な根拠が「世代間扶養関係の非対称性」にあることを、かつて加藤榮一氏が指摘した³。すなわち、高齢者扶養は公的年金の形で社会化されているのに、子どもの扶養は家族の私事とされている。賦課方式年金システムの下では、私的な負担に任せられた子育ては回避しならが、退職後は「他人の子ども」の負担において年金を受給するという、フリーライドが可能である。

子育てを社会化し、「世代間扶養の対称性」を実現すればこの問題が解決される。所得制限なしにすべての子どもに一律に手当を支給する、子どもを社会が育てるという理念の意味はここにある。だが、理念は正しかったが、手順を、あるいは物事の優先順位を間違えた可能性がある。子育ての社会化のための手法はさまざまである。限られた財源の中で、出生率を上げるという観点からは保育所の整備こそ先であるという主張も十分な検討に値する。子ども手当という現金給付が有効であるのか、保育所の整備という現物給付が有効であるのかという選択である。現物給付は目的が明確であるが、現金給付は何に使われるかわからないという不確かさを伴う。

「男女共同参画」による支え合い

子育て支援（子育ての社会化）によって少子化に歯止めをかけ、さらには多産化に転換させることは大切であるが、仮に成功してもその子が社会の担い手になるまでにはほぼ20年の時間が必要である。成人女性の就業率の引き上げは、その不足を補う上で有効である。

ジェンダー・ギャップ指数（GGI）（図表1）なるものがある。男女差を象徴的に表現する指数である。わが国のGGIをみると女性の労働力率は男性に比べて20ポイント以上低い。管理職に占める比率に至っては80ポイントもの差がある。教育や健康面での格差はほとんどないが、経済・政治面での格差が大きい。「男女共同参画」の条件整備は少子化対策

図表1 日本のGGI (Gender Gap Index) の内訳

	女性	男性	女性／男性	各分野の数値	順位
GGI (Gender Gap Index)				0.645	101
経済				0.549	108
労働力率 (%)	61	84	0.72		83
同じ仕事の賃金の同等性			0.59		99
所得の推計値 (PPP US\$)	18,334	40,000	0.46		100
管理職に占める比率	10	90	0.1		109
専門職に占める比率 (%)	46	54	0.86		77
教育				0.985	84
識字率 (%)	100	100	1		1
初等教育在学率 (%)	100	100	1		1
中等教育在学率 (%)	98	98	1		1
高等教育在学率 (%)	54	62	0.88		98
健康				0.979	41
新生児の男女比率			0.94		89
健康寿命	78	72	1.08		1
政治				0.065	110
国会議員に占める比率	9	91	0.1		105
閣僚の比率	12	88	0.13		85
最近50年の国家元首の在任年数	0	50	0		41

(備考)世界経済フォーラム "The Global Gender Gap Report 2009"より作成。

(出所)内閣府男女共同参画局(2010)『男女共同参画白書(平成22年版)』、11頁。

であると同時に、それが実を結ぶ前に社会を支える層を厚くする効果を発揮する。

わが国のGGIの男女差を大きくしている要因として、女性の就業ライフサイクルにおけるM字型カーブが指摘される。日本の女性は結婚、出産、子育て期に就業を中断することが多い。米国やドイツ、スウェーデンなどには見られない傾向である。この背景には、日本の子育て環境の劣悪さがある。正規雇用者の長い労働時間、育児・出産休暇の取り難さ、保育所の未整備など、子育てをしながら女性が働き続けるには厳しい環境がある。

物事の根本は働き方の問題である。男性も含めてゆったりと子育てと共に楽しめる働き方が確立されなければ、GGIの改善も難しい。

「男女共同参画」と配偶者控除の租税論

「男女共同参画」の観点から、繰り返し問題とされてきた税制上の仕組みとして、配偶者控除⁴がある。配偶者（多くの場合、妻）が無収入もしくは低収入であれば、パートナー（多くの場合、夫）の税金が安くなるという仕組みである。これは女性を専業主婦として家庭に閉じ込めておく税制であると、従来からジェンダー公平の観点から槍玉に挙げてられてきた。

わが国の配偶者控除は1961年度に導入された。それまで配偶者は1人目の扶養親族として7万円の扶養控除の対象であった。扶養控除に代えて9万円の配偶者控除が新設された理由は、1960年の税制調査会答申（以下、「1960年答申」と略記）によれば

次の4点にまとめられる⁵。

- ①「夫婦という共同体」は共同の消費単位であり、「税制上これを担税力を求める最小の単位」とみることができる。
- ②配偶者の「内助の功」を評価すれば、夫婦の所得は一体と見られるべきである。
- ③上記の2つの理由からは二分二乗方式が考えられるが、実施上の問題等もあり、配偶者控除の導入によってこれに代える
- ④片稼ぎ世帯と共に稼ぎ世帯の税負担のバランスを改善し得る。
- ⑤事業者に対する専従者控除の拡充による減税の利益に対応して、給与所得者の負担を調整し得る。

しかし、近年、税制調査会ではこの配偶者控除に対する批判的な意見が多くなっている。税制調査会(2005)「個人所得課税に関する論点整理」(以下、「論点整理」と略記)が挙げる問題点は次のようにまとめられる。

- ①家事労働の経済的価値を考えると、配偶者の存在が納税者本人の担税力を減殺させているとはいえない。
- ②配偶者の就労の中立性を阻害する。
- ③就業している配偶者が低所得であれば、本人は基礎控除を適用されつつ、パートナーも配偶者控除の適用を受けることから、「夫婦で二重の控除」を享受することになる。

配偶者控除批判の主要な論点はほぼこれに尽きる。この中でジェンダー公平の観点からの配偶者控除に対する伝統的批判は、主として②にかかわるものである。

「論点整理」の①は、「1960年答申」の導入論拠②と同じ事實を認識しながら、全く別の結論に至っている。すなわち、制度の導入時点では、「内助の功」がある以上、論理的には夫婦の所得は合算し、均等分割して課税(二分二乗方式)すべきであるが、二分二乗方式にはいくつかの問題があるので、それに準じて配偶者控除による負担軽減を行う、というもので

あつた。

それに対して「論点整理」は、「内助の功」は経済価値を有するので、パートナーの担税力を減殺するものではなく、税負担軽減の理由にはならないという。「1960年答申」との議論のすれ違いは、「論点整理」が「1960年答申」の夫婦単位課税論——夫婦合算非分割もしくは夫婦合算分割に行き着く——の当否にまで遡って検討していないことに由来する。

ここで「1960年答申」の論拠⑤に注目したい。事業者はその所得を得るために家族従業者を使用し、それに対して専従者控除を適用することができる。専従者には配偶者も含まれる。「事業者が配偶者への支払いを控除できるのなら、給与所得者も配偶者への支払いに当たる額を控除できるようにすべきではないのか?」——これが庶民の素朴な感想である。論拠⑤はこれへの配慮を含んでいる。

しかし、この考えは理論的には誤っている。事業活動における家族従業者の労働は、事業所得の生産に直接に寄与する活動であるので、家族従業者への支払いは経費として控除可能である。しかし、給与所得者の配偶者の家事労働等は、給与所得の稼得に直接に寄与するものではなく、稼得された給与所得の処分=消費に係る活動である。したがって、配偶者の家事労働に対応する控除が出来ないのは、家事使用人への支払いが控除できないのと同様である。

論拠⑤は、記帳を行わない白色申告者に関する「事業所得者の家族の家事労働の部分にまで控除を認める危険」を指摘している。すなわち、専従者控除の中に家事労働に対する支払が紛れ込んでしまう恐れがあり、それが出来ない給与所得者に不利に作用するが、給与所得者に対する配偶者控除の導入はこれに対する相殺機能を持つというわけである。しかし、これは専従者控除の不正利用を前提にした悪しきバランス論である。

「1960年答申」の論拠①は重要な論点である。課税単位を所得の生産に即して決めるか、所得の消費に即して決めるかという問題である。しかし、仮にこれによって夫婦単位課税を認めるとすれば、貨幣評

図表2 OECD諸国における課税単位と配偶者控除の推移（未定稿）

【1974年】		【2009年】	
夫婦単位等（注1）	個人単位	夫婦単位等（注1）	個人単位
ベルギー	(配偶者控除あり) オーストラリア	フランス	(配偶者控除あり) オーストラリア
フィンランド	オーストリア	ドイツ	ベルギー（注2）
フランス	カナダ	アイルランド	カナダ
西ドイツ	デンマーク	スイス	デンマーク（注3）
アイルランド	ギリシア	アメリカ	イタリア
イタリア	日本		日本
スイス	オランダ		(配偶者控除なし)
イギリス	スウェーデン		オーストリア
アメリカ	(配偶者控除なし)		フィンランド

(注1) 夫婦単位課税等を採っている国においては、所得分割方式や異なる税率表の適用若しくは控除等を通じて、配偶者がいる場合の税額の調整を行っている。なお、2009年において、ドイツ、アイルランド、アメリカについては夫婦単位課税等と個人単位課税の選択が可能となっている。

(注2) 課税所得の一部を配偶者に移転することが可能。

(注3) 使い残しの控除を配偶者に移転することが可能。

(備考) 上記の分類は、OECD “OECD諸国の税制及び社会保障制度における家族単位の取り扱い”、OECD “Taxing Wage 2007-2008”及びIBFDの公表資料等に基づいている。なお、OECD諸国の中、二時点において比較可能な国を掲載している。

(出所) 税制調査会(2010)「資料(個人所得課税①)」(平成22年度第8回専門家委員会)、60頁。

価されない家事労働の経済価値⁶による不公平をどうするかが困難な問題として提起される。

おわりに—配偶者控除問題の行方

前政権期にすでに提起されていた配偶者控除見直しは、政権交代以降、そのテンポが速まったように見える。しかし、現実には女性の就労がにわかには実現しにくい厳しい雇用環境や、パートナーの所得の低迷という問題もあり、その廃止に対する抵抗も大きい。そこで、配偶者控除の適用に1000万円の所得制限を設けるという案も出てくる。また、そもそも夫婦を共同の消費単位とし、これを根拠に夫婦単位課税を維持すべしとする原理的な立場も存在する。

かつてドイツでは赤・緑連立政権誕生期には「不和の種」(Zankapfel) とされた二分二乗方式見直し

方針が、一方の連立パートナーである連合90／緑の党の綱領に掲げられた⁷。結局これは実現されることなく、現在もドイツでは二分二乗方式が続いている。

しかし、世界の潮流は夫婦単位課税から個人単位課税、そして個人単位課税の中でも「配偶者控除なし」の方向へと向かっている（図表2）。「男女共同参画」の進展はこの流れを速めるし、またそのことが逆に「男女共同参画」を推し進めることになる。

もともと子ども手当の財源としては扶養控除と配偶者控除の廃止が予定されていた。これによって月額1万6000円の子ども手当が可能とされた。「その後、ある時期にぼんと1万円」積まれて、2万6000円に増額されたという⁸。

子ども手当と配偶者控除廃止に論理的な連関はない。この点、子ども手当と年少扶養控除の廃止、高校授業料実質無償化と特定扶養控除廃止の関係

とは次元を異にする。その上、財源としての数字上のつながりも上記のように当初から切斷されていた。この際、配偶者控除見直しに当たってはそれが生み出す財源の使途について、あらためて考えるべきである。少子化対策と「男女共同参画」とは無関係ではないが、同じでもない。何のための配偶者控除の見直しか。この点を明確にしたうえで、制度改正の効果それ自体、及びそれがもたらす財源の使途について十分な吟味が必要である。■

《注》

- 1 内閣府(2010)『高齢者白書(平成 22 年版)』6 頁。
- 2 国立社会保障・人口問題研究所(2005)「第 13 回出生動向基本調査(2005 年実施)」によれば、夫婦者が「理想の数だけ産めない理由」(複数回答) のトップが「子育てや教育にお金がかかりすぎる」(65.9%) であり、ついで「高年齢で産むのはいや」(38.0%)、「育児の負担に耐えられない」(21.6%)、「仕事に差し支える」(17.5%)、「健康上の理由」(16.9%) などと続いている。
- 3 加藤榮一(1988)「西ドイツ福祉国家のアポリアー 社会給付の『効率化』と年金改革論』、東京大学社会科学院編『転換期の福祉国家(上)』東京大学出版会、所収。
- 4 配偶者控除は 1961 年から始まった。1987 年にはさらにこれに上乗せる配偶者特別控除も導入された。この 2 つを合わせると 1995 年以降は最高 76 万円になった。2004 年には配偶者特別控除の「2 階部分」は廃止され、配偶者控除の急減を緩和するための消失控除部分のみが残ることになった。ここでは配偶者特別控除も含めて「配偶者控除」と総称する。
- 5 税制調査会(1960)『当面実施すべき税制改正に関する答申(税制調査会第一次答申)』及びその審議の内容と経過の説明』
- 6 経済企画庁経済研究所国民経済計算部(1997)『あなたの家事労働の値段はおいくらですか? 無償労働の貨幣的評価についての報告』(大蔵省印刷局)によれば、有配偶女性の家事、育児、介護等の「無償労働」の価値は、最も低く見積もっても全世代平均で年間約 152 万円になるという。
- 7 Lietmeyer, Volker (1998), Ehegattensplitting —Zankapfel der Steuerpolitik—, in:Deutsche Steuer Zeitung 1998 Nr. 23.
- 8 税制調査会(2010)『平成 22 年度第 8 回税制調査会議事録』(2010 年 11 月 9 日)、18 頁。

